

3月号 CONTENTS

1. デジタル技術導入補助金のご案内
2. 協会けんぽ北海道支部保険料率変更のお知らせ
3. 専門家個別相談会開催のご案内
4. 陸上自衛隊遠軽駐屯地令和6年度創立記念行事「展示即売店募集」のお知らせ
5. 自衛隊退職予定自衛官の求職情報について
6. 2024年4月から労働条件明示のルールが変わります
7. 3月行事予定のお知らせ

1. デジタル技術導入補助金のご案内（北海道の補助事業）

物価高騰や人手不足等の影響を受けている、道内中小・小規模企業等の業務効率化や生産性向上等のため、デジタル技術導入による経営改善の取り組みを支援する補助金です。

補助対象者	中小・小規模企業者等 ^{※1}	
要件 ^{※2}	2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高(又は付加価値額)が、2019年から2021年の同3か月の合計売上高(又は付加価値額)と比較して 10%(付加価値額の場合は15%)以上減少 していること	2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高(又は付加価値額)が、2019年から2021年の同3か月の合計売上高(又は付加価値額)と比較して 20%(付加価値額の場合は25%)以上減少 していること
補助率	1/2以内	3/4以内
補助上限額	200万円 (下限10万円)	
対象経費	経営改善に資するデジタル技術導入に係る経費	

<補助金の対象となる取組>

製造業	飲食店	小売店	その他
<p>新たな生産方式として、3Dプリンターを導入</p>  <p>職場の事故やミスを防ぐため従業員教育用に、VR安全動画を作成</p> 	<p>休業日や夜間需要へ対応するため冷凍食品自動販売機を導入</p>  <p>人手不足対策(省人化)にオーダーシステムを導入(券売機、タッチパネルタイプ)</p> 	<p>訴求効果の高い商品PRの実施に向けたデジタルサイネージの導入</p>  <p>人手不足対策(省人化)にセルフレジを導入</p> 	<p>積極的な情報発信でお客様へアプローチ ・専用アプリの開発 ・通販サイトの開設</p>  <p>事務効率向上のため、業務改善ソフトやクラウドサービスを導入 ・人事労務管理ソフト ・勤怠システム etc.</p> 

<公募期間> 2024年2月26日(月)～4月15日(月) ※当日消印有効
<申請方法> 郵送申請または電子申請
<お問い合わせ>
デジタル技術導入補助金事務局 TEL: 011-350-7140



2. 協会けんぽ北海道支部保険料率変更のお知らせ

令和6年度3月分(4月納付分)からの保険料率が変更となります。

健康保険料

令和6年2月(3月納付分)まで 給与・賞与の 10.29%	→	令和6年3月(4月納付分)から 給与・賞与の 10.21%
--	---	--

介護保険料

令和6年2月(3月納付分)まで 給与・賞与の 1.82%	→	令和6年3月(4月納付分)から 給与・賞与の 1.60%
---	---	---

<お問い合わせ> 全国健康保険協会北海道支部 TEL: 011-726-0352
～詳細は同封のパンフレットをご覧ください～

3. 専門家個別相談会開催のご案内

開催日	専門家名	時間	相談対象
3月11日(月)	藤田 貴史	13時～17時	◎資金繰り・事業計画作成、雇用労務管理ならびに創業・新規事業・事業承継、それらに付随する事項に関する支援
3月25日(月)			

<場所> 北見市北3条東1丁目2 北見経済センター内会場
<申込> 事前に電話でお申し込みください TEL: 0157-57-5677 担当 松田
<主催> 中小機構北海道北見オフィス
北見ビジネス総合サポートセンター(北見商工会議所)
※相談日当日は、会場に5分前にお越しください。

4. 陸上自衛隊遠軽駐屯地令和6年度創立記念行事「展示即売店募集」のお知らせ

遠軽駐屯地では、令和6年度創立記念行事における展示即売店を以下の通り募集しています。

- 出店日時: 令和6年8月25日(日)(予定)
- 出店場所: 遠軽駐屯地 北隊舎前
- 申込方法: 3月15日(金)までに、遠軽駐屯地業務隊厚生科までご一報いただき、3月19日(火)の説明会にご参加ください

<申込・お問い合わせ>

陸上自衛隊遠軽駐屯地 業務隊厚生科 担当：吉岡

TEL：0158-42-5275（内線387）

北部方面会計隊ホームページ

<https://www.mod.go.jp/gscdf/nae/fin/nafin/infonafinR5.htm>



5. 自衛隊退職予定自衛官の求職情報について

定年退職自衛官の再就職企業を探しております。

退職予定年月	令和7年2月
希望勤務地	遠軽町
希望職種	施設管理
資格・免許	第1種大型免許、けん引免許、大型特殊免許、車両系建設機械 乙種4類危険物、乙種6類消防設備士、調理師、はい作業主任者
自己PR	自衛隊で培った物品管理能力を活かして再就職したいと思っています。 希望職種については幅広く考えています。 各企業の皆様よろしくお願ひいたします。

退職予定年月	令和7年2月
希望勤務地	遠軽町
希望職種	施設管理
資格・免許	第1種大型免許、けん引免許、大型特殊免許、移動式クレーン運転手
自己PR	自衛隊で培った体力・気力および運転技術を活かした仕事を希望して います。よろしくお願ひいたします。 趣味は、夏はフライフィッシング、冬はゲレンデスキーをしています。

○各種求人などの情報ございましたら、下記まで情報提供お願ひいたします。

自衛隊旭川地方協力本部 道北地域援護センター遠軽分室（遠軽駐屯地内）

TEL 42-5275（内線281・282）

6. 2024年4月から労働条件明示のルールが変わります

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の締結時と 更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有 無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場 合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に 応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働 者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

<労働条件明示の制度改正のポイント>

全ての労働者に対する明示事項

① 就業場所・業務の変更の範囲の明示

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」についても明示が必要になります

有期契約労働者に対する明示事項等

② 更新上限の明示

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります

③ 無期転換申込機会の明示

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります

④ 無期転換後の労働条件の明示

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

<詳しい情報や相談先はこちら>

- ・ 改正事項の詳細を知りたい→ 厚生労働省ウェブサイト (①)
- ・ 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい→ 無期転換ポータルサイト (②)
- ・ 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について
→ 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部、全国の労働基準監督署 (③)



7. 3月行事予定のお知らせ

3月	4日(月)	工業振興委員会
	//	商業振興委員会
	//	観光振興委員会
	5日(火)	経営発達支援計画評価委員会
	//	情報研修委員会
	6日(水)	青年部役員会
	12日(火)	三役会議
	15日(金)	運営強化委員会
	16日(土)	青年部臨時総会
	21日(木)	常議員会
	27日(水)	通常議員総会

令和6年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:令和6年3月分～適用
 ・介護保険料率:令和6年3月分～適用
 ・厚生年金保険料率:平成29年9月分～適用
 ・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分～適用

(北海道)

(単位:円)

等級	標準報酬 月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)		
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員		
			10.21%		11.81%		18.300%※		
月額	円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	
1	58,000	~	63,000	5,921.8	2,960.9	6,849.8	3,424.9		
2	68,000	63,000	~	73,000	6,942.8	3,471.4	8,030.8	4,015.4	
3	78,000	73,000	~	83,000	7,963.8	3,981.9	9,211.8	4,605.9	
4(1)	88,000	83,000	~	93,000	8,984.8	4,492.4	10,392.8	5,196.4	16,104.00
5(2)	98,000	93,000	~	101,000	10,005.8	5,002.9	11,573.8	5,786.9	17,934.00
6(3)	104,000	101,000	~	107,000	10,618.4	5,309.2	12,282.4	6,141.2	19,032.00
7(4)	110,000	107,000	~	114,000	11,231.0	5,615.5	12,991.0	6,495.5	20,130.00
8(5)	118,000	114,000	~	122,000	12,047.8	6,023.9	13,935.8	6,967.9	21,594.00
9(6)	126,000	122,000	~	130,000	12,864.6	6,432.3	14,886.6	7,440.3	23,058.00
10(7)	134,000	130,000	~	138,000	13,681.4	6,840.7	15,825.4	7,912.7	24,522.00
11(8)	142,000	138,000	~	146,000	14,498.2	7,249.1	16,770.2	8,385.1	25,986.00
12(9)	150,000	146,000	~	155,000	15,315.0	7,657.5	17,715.0	8,857.5	27,450.00
13(10)	160,000	155,000	~	165,000	16,336.0	8,168.0	18,896.0	9,448.0	29,280.00
14(11)	170,000	165,000	~	175,000	17,357.0	8,678.5	20,077.0	10,038.5	31,110.00
15(12)	180,000	175,000	~	185,000	18,378.0	9,189.0	21,258.0	10,629.0	32,940.00
16(13)	190,000	185,000	~	195,000	19,399.0	9,699.5	22,439.0	11,219.5	34,770.00
17(14)	200,000	195,000	~	210,000	20,420.0	10,210.0	23,620.0	11,810.0	36,600.00
18(15)	220,000	210,000	~	230,000	22,462.0	11,231.0	25,982.0	12,991.0	40,260.00
19(16)	240,000	230,000	~	250,000	24,504.0	12,252.0	28,344.0	14,172.0	43,920.00
20(17)	260,000	250,000	~	270,000	26,546.0	13,273.0	30,706.0	15,353.0	47,580.00
21(18)	280,000	270,000	~	290,000	28,588.0	14,294.0	33,068.0	16,534.0	51,240.00
22(19)	300,000	290,000	~	310,000	30,630.0	15,315.0	35,430.0	17,715.0	54,900.00
23(20)	320,000	310,000	~	330,000	32,672.0	16,336.0	37,792.0	18,896.0	58,560.00
24(21)	340,000	330,000	~	350,000	34,714.0	17,357.0	40,154.0	20,077.0	62,220.00
25(22)	360,000	350,000	~	370,000	36,756.0	18,378.0	42,516.0	21,258.0	65,880.00
26(23)	380,000	370,000	~	395,000	38,798.0	19,399.0	44,878.0	22,439.0	69,540.00
27(24)	410,000	395,000	~	425,000	41,861.0	20,930.5	48,421.0	24,210.5	75,030.00
28(25)	440,000	425,000	~	455,000	44,924.0	22,462.0	51,964.0	25,982.0	80,520.00
29(26)	470,000	455,000	~	485,000	47,987.0	23,993.5	55,507.0	27,753.5	86,010.00
30(27)	500,000	485,000	~	515,000	51,050.0	25,525.0	59,050.0	29,525.0	91,500.00
31(28)	530,000	515,000	~	545,000	54,113.0	27,056.5	62,593.0	31,296.5	96,990.00
32(29)	560,000	545,000	~	575,000	57,176.0	28,588.0	66,136.0	33,068.0	102,480.00
33(30)	590,000	575,000	~	605,000	60,239.0	30,119.5	69,679.0	34,839.5	107,970.00
34(31)	620,000	605,000	~	635,000	63,302.0	31,651.0	73,222.0	36,611.0	113,460.00
35(32)	650,000	635,000	~	665,000	66,365.0	33,182.5	76,765.0	38,382.5	118,950.00
36	680,000	665,000	~	695,000	69,428.0	34,714.0	80,308.0	40,154.0	
37	710,000	695,000	~	730,000	72,491.0	36,245.5	83,851.0	41,925.5	
38	750,000	730,000	~	770,000	76,575.0	38,287.5	88,575.0	44,287.5	
39	790,000	770,000	~	810,000	80,659.0	40,329.5	93,299.0	46,649.5	
40	830,000	810,000	~	855,000	84,743.0	42,371.5	98,023.0	49,011.5	
41	880,000	855,000	~	905,000	89,828.0	44,924.0	103,928.0	51,964.0	
42	930,000	905,000	~	955,000	94,913.0	47,475.5	109,833.0	54,916.5	
43	980,000	955,000	~	1,005,000	100,058.0	50,029.0	115,738.0	57,869.0	
44	1,030,000	1,005,000	~	1,055,000	105,163.0	52,581.5	121,643.0	60,821.5	
45	1,090,000	1,055,000	~	1,115,000	111,289.0	55,644.5	128,729.0	64,364.5	
46	1,150,000	1,115,000	~	1,175,000	117,415.0	58,707.5	135,815.0	67,907.5	
47	1,210,000	1,175,000	~	1,235,000	123,541.0	61,770.5	142,901.0	71,450.5	
48	1,270,000	1,235,000	~	1,295,000	129,667.0	64,833.5	149,987.0	74,993.5	
49	1,330,000	1,295,000	~	1,355,000	135,793.0	67,896.5	157,073.0	78,536.5	
50	1,390,000	1,355,000	~		141,919.0	70,959.5	164,159.0	82,079.5	

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.21%)に介護保険料率(1.60%)が加わります。
- ◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- 4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- 35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
- ◆令和6年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

- 被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合
 - ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭を超える場合には切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合には切り捨て、50銭以上の場合には切り上げて1円となります。
 (注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
- 納入告知書の保険料額
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 賞与にかかる保険料額
賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。
- 子ども・子育て拠出金
事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

北海道
支部

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ
 事業所内で回覧をお願いいたします。

令和6年3月分(4月納付分)からの
保険料率のお知らせです

北海道支部の
健康保険料率は変更となります

令和6年2月分(3月納付分)まで
 給与・賞与の

令和6年3月分(4月納付分)から
 給与・賞与の

10.29% ▶ 10.21%

介護保険料率も **変更** となります

令和6年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の

令和6年3月分(4月納付分)から給与・賞与の

1.82% ▶ 1.60%

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に

全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率についての
 特設サイトはこちら



健康保険料率10.21%のうち、6.79%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.42%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いいたします。★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。★ご加入の支部は健康保険証の「保険者名称」をご確認ください。(居住する都道府県とは異なることがあります。)



省エネルギー環境整備

緊急対策事業 助成金



道内の中小・小規模企業(個人事業者)のみなさまへ

エネルギー価格高騰の影響を軽減するため、
省エネ設備への入替に必要な経費の一部を助成します。

**省エネ設備への
入替を支援します!!**

ホームページに掲載の「申請の手引き」、「交付要綱」をご確認のうえ、申請をお願いいたします。

対象事業者

道内に所在する
中小・小規模企業等
(個人事業者を含む)
※みなし大企業を除く

申請受付 期間

第1回募集 2024年2月26日(月)～2024年3月31日(日)

第2回募集 2024年5月(予定) **第3回募集** 2024年7月(予定)

※第2回、第3回の募集期間については改めて決定します。

対象となる 設備

省エネ設備への入替

空調設備、業務用冷蔵・冷凍庫、暖房設備(灯油/ガス/電気)、LED照明 等

対象要件 (全ての要件を 満たすこと)

- ・既存の設備の入替となること
- ・入替後の年間エネルギー消費量が、入替前と比較して10%以上低減する設備
- ・道内に所在する施設等において設置する設備
- ・中古品ではないこと
- ・取得価格合計額が税抜きで10万円未満及び耐用年数が1年未満の消耗品ではないこと
- ・主に従業員の福利厚生等を目的とする冷蔵庫や電子レンジ、空気清浄機、給湯器等ではないこと
- ・事業用自動車、事業用軽自動車、特殊用途自動車以外の車両ではないこと

		助成 A	助成 B
上限額		100万円	
助成率		1/2 以内	3/4 以内
売上要件	売上高	2022年1月以降の連続する6カ月のうち、任意の3カ月の売上を、 2019年から2021年の同3カ月の売上と比較	
		10%以上20%未満減少している	20%以上減少している
付加価値額	付加価値額	2022年1月以降の連続する6カ月のうち、任意の3カ月の付加価値額を、 2019年から2021年の同3カ月の付加価値額と比較	
		15%以上25%未満減少している	25%以上減少している

留意点

- 1事業者1申請** ※申請する設備について、国・道・市町村等の公的機関が交付する他の補助金等の交付を受けていないこと。
※過去に補助金等で導入した設備を入替する場合は、各補助金で定められた保有期間を経過していなければなりません。
- 交付決定方法** ※各募集回の交付予定額を超過する申請があった場合は、交付予定額の範囲内において交付決定を行います。
※申請書類について、道が定める採点基準に基づく採点を行い、採点順に従い上位から交付決定を行います。

助成金交付 までの流れ

申請 ▶ 採択 ▶ 事業実施・報告

事業実施期間: 2023年12月14日(木)～2025年1月24日(金)
※事業完了後14日以内又は2025年1月24日のいずれか早い日までに実績報告書を事務局へ提出

※本事業には審査があります。 ※助成金は、実績報告をご提出いただき、内容を審査、承認後に交付します。

申請方法

電子申請 ※インターネット環境が無い等電子申請ができない場合は、事務局へお問い合わせください。



申請に必要な書類

申請には以下の書類が必要となりますが、追加で書類の提出をお願いする場合があります。提出書類の詳細については、申請の手引きまたは専用ホームページをご確認ください。提出書類を審査のうえ、助成金を交付します。

事業者申請に必要な書類	法人	個人事業者
中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業 助成金交付申請書(様式第1号)	●	●
誓約書(様式第2号)	●	●
申請対象を確認できる書類		
履歴事項全部証明書の写し	●	
本人確認書類の写し(表面・裏面)		●
中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業 株主報告書(様式第3号)	●	
導入する設備を確認できる書類		
設備費用の金額が確認できるもの(見積書、カタログ、仕様書等)	●	●
設備の使用エネルギー量がわかるもの(カタログ、仕様書等)	●	●
設置前の設置場所・工事場所等がわかる図面、写真	●	●
施工場所(設置)の現況写真	●	●
営業許可証の写し ※営業許可が必要な業種のみ	●※	●※
貸主承諾書の写し ※施設等に入居しているテナント等のみ	●※	●※
中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業 助成金交付決定前着手届(様式第4号) ※交付決定前に助成対象事業に着手した場合のみ	●※	●※
売上要件を確認できる書類		
確定申告書 別表一の写し【2022年以降】	●	
確定申告書 別表一の写し【2019年、2020年、2021年のいずれか比較する月の売上がわかるもの】	●	
確定申告書 第一表の写し【2022年以降】		●
確定申告書 第一表の写し【2019年、2020年、2021年のいずれか比較する月の売上がわかるもの】		●
決算報告書【2022年以降】	●	
損益計算書【2022年以降】 ※売上要件で付加価値額を選択した場合のみ	●※	●※
損益計算書【2019年、2020年、2021年のいずれか比較する月の売上がわかるもの】 ※売上要件で付加価値額を選択した場合のみ	●※	●※
法人事業概況説明書の写し(表面・裏面)【2022年以降】	●	
法人事業概況説明書の写し(表面・裏面)【2019年、2020年、2021年のいずれか比較する月の売上がわかるもの】	●	
所得税青色申告決算書の写し(青色申告 一般のみ)【2022年以降】		●
所得税青色申告決算書の写し(青色申告 一般のみ)【2019年、2020年、2021年のいずれか比較する月の売上がわかるもの】		●
収支内訳書【2022年以降】 ※白色申告または青色申告(農業・現金)の場合のみ		●※
収支内訳書【2019年、2020年、2021年のいずれか比較する月の売上がわかるもの】 ※白色申告または青色申告(農業・現金)の場合のみ		●※

Q&A

より詳細なQ&Aは
専用ホームページまたは
「申請の手引き」を
ご覧ください。

Q 「中小企業者」の定義はなんですか？

A 中小企業者の定義は下記の通りです。(下記のA/Bいずれかを満たす事業者)

業 種	A 資本金の額 又は出資の総額	B 常時使用する 従業員の数
①製造業・建設業・運輸業・その他業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

Q 「申請の手引き」は
どこで入手できますか？

A 申請書類や申請の手引きは
専用ホームページからダウン
ロード可能です。表面のURLまたは
二次元バーコードよりアクセスしてく
ださい。インターネット環境が無い
等、ダウンロードができない場合は
コールセンター(011-795-4163)まで
お問い合わせください。

Q 「みなし大企業」とはなんですか？

A みなし大企業とは、以下の①から⑤のいずれかに該当する中小企業者のことをいいます。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①から③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

なお、国及び自治体等の公的機関は大企業とみなします。また、海外企業についても中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する資本金及び従業員数を超える場合は大企業とみなします。

■ 日商簿記の体系・受験料(税込)



■ 各試験方式について

各試験方式について		

■ 試験日

■ 学習方法



簿記は企業経営に直結する

■ 例題

.....
.....
.....
.....
.....

試験に関する
詳しい情報はこちら



検定情報ダイヤル

「経営力アップ!」&「業務最適化!」

日商簿記



日本商工会議所
各地商工会議所

企業が求める資格第1位

日商簿記で経営力アップ! & 業務最適化!

日商簿記で「経営力アップ!」

1 税務調査にもしっかり対応

2 補助金の手続きもスムーズ

3 経営状況を理解し、円滑な借入につなげる

4 行政の仕事も受けやすくなる

5 事業引継ぎにも必須



日商簿記で「業務最適化!」

1 経営者の業務を社員に任せられる!

2 人材育成に特別な手間やコストがかからない!

3 資格の第一歩は「初級」から!

4 人材不足解消に役立つ!

「ビジネス会計検定試験®」で会計知識をさらに強化し、経営力アップ!

<https://www.b-accounting.jp/>

